

<電話応対記録>

所長	次長	総務課長	建築住宅課長	都市計画課長	課係	担当

1 日 時 平成 15 年 3 月 20 日 (金) 10:40 頃

2 発信者 [REDACTED]

3 受信者 熱海土木事務所建築住宅課 [REDACTED]

4 内容 やりとりは、以下のとおり。

(1) 10:40 頃 [REDACTED]

[REDACTED] 宅造に関して報告書の提出を求められているが、今日は東京へ打合せにいかなければならなくなつたので、そちら（土木事務所）に伺えなくなつた。開発行為の提出書類しかないので、それで済ますことは出来ませんか。

[REDACTED] 都市計画法と宅造法の法律が違いますので、再度提出をお願いします。

[REDACTED] 道路を築造するため 30 度の法勾配で造った上に、宅造の盛土をしたのでだめだと言われています。開発行為で報告書を提出したとき、不充分だと言われているものと、同じ物を提出するようになります。

今後も、宅造法の書類を出していかなければならないと思うんですが、開発行為と同じなので一部ですまないか、月曜日（24 日）に伺い相談したいと思っています。また、防災計画も 2 部提出する必要があるか、一部ですまないか相談したいと思っています。

[REDACTED] は工事に関係する能力も信用もなく許可をもらえないと思っていますが、今設計事務所に依頼しており、許可を得られるようにしたいと思っています。

[REDACTED] 24 日にお待ちしております。